

租税特別措置等に係る政策評価（その2）

1. 租税特別措置等に係る政策評価の概要について

租税特別措置等に係る政策評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき実施するものであり、租税特別措置等の透明化を図るとともに、国民への説明責任を果たすために実施するものである。

具体的には、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等に関して、新設又は拡充・延長要望を行う際に事前評価を実施するとともに、それらの租税特別措置等について、期限に定めのないもの等を対象として3～5年を目安に事後評価を実施している。

（評価の観点、分析手法）

評価にあたっては、租税特別措置等の必要性等（政策目的及びその根拠、達成目標及びその実現による寄与等）、有効性等（適用数、適用額、減収額、効果及び税収減を是認する理由等）、相当性（租税特別措置等によるべき妥当性等、他の支援措置や義務付け等との役割分担等）等の観点等から総合的に評価する。

2. 今回の評価結果等について

国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月31日変更）に基づき、令和6年度税制改正要望にあたって、2件の事前評価を実施した。評価を実施した租税特別措置等の一覧は別添1、個別の評価結果は別添2のとおりである。

以上

評価を実施した租税特別措置等の一覧

事前評価

ページ

(国土政策局)

1 過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長 ※ 1

(自動車局)

2 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長 ※ 13

(注) 他省庁主管の租税特別措置等については、末尾に※を示した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	過疎地域における事業用設備等に係る割増償却の延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税25) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)
	① 政策評価の対象税目	(所得稅、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>個人又は法人が、過疎関係市町村等が定める過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進区域として定められている区域内で生産等設備を取得等して一定の事業の用に供した場合、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の定めにより、機械、建物等の資産について、通常の償却額に加え、普通償却限度額の一定割合を割増償却額として計上することを認める措置。</p> <p>○対象事業:製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等</p> <p>○割増償却対象設備:機械及び装置、建物及び附属設備、構築物</p> <p>○割増償却期間:5年間</p> <p>○割増償却限度額:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械・装置 普通償却限度額の32% ・建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48% <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第23条 租税特別措置法第12条、第45条</p>
5	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和5年8月 分析対象期間:令和2年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	<p>昭和45年創設</p> <p>平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加</p> <p>平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行適用期限の5年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。</p> <p>平成17年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成21年度:適用期限の1年延長</p> <p>平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の1年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加。</p>

		<p>平成 23 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 25 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 27 年度:適用期限の2年延長</p> <p>平成 29 年度:過疎地域自立促進特別措置法の改正 適用期限の2年延長。対象事業から情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加。</p> <p>平成 31 年度:適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度:過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行。適用期限の3年延長。対象事業に情報サービス業等を追加。割増償却へ改組。</p>
8	適用又は延長期間	3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)
9	<p>必要性等</p> <p>①:政策目的及びその根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>過疎対策については、昭和 45 年以来、5次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、令和3年に施行された現行の過疎法は、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としている。</p> <p>また、過疎法では、過疎地域の持続的発展のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。</p> <p>この施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。</p> <p>以上の過疎法の趣旨・規定に基づき、人口の著しい減少という過疎地域の課題を踏まえ、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることを政策目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法】</p> <p>○第1条</p> <p>この法律は、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>○第4条</p> <p>過疎地域の持続的発展のための対策は、第一条の目的を達成する</p>

		<p>ため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>二 企業の立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、中小企業の育成及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用機会を拡充すること。</p> <p>○第5条 国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>○第23条 市町村計画に記載された産業振興促進区域内において当該市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業(産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。次条において同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。次条において同じ。)の用に供する設備の取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。次条において同じ。)をした者がある場合には、当該設備を構成する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。</p> <p>【「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)】</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の活性化</p> <p>(個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大)</p> <p>個性をいかした地域づくりに向けて、沖縄振興・北海道開発と、過疎地域や奄美、小笠原、半島、離島、豪雪地帯等の条件不利地域対策に取り組む。</p>
	<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標: 7都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25都市再生・地域再生を推進する</p>

	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>上記政策目的を踏まえ、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)を目標とする。</p> <p>○測定指標:本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数</p> <p>○目標値:本特例の適用期間中(令和6年度～令和8年度)に本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数を606人以上とする。</p> <p>※目標値の算出方法について</p> <p>目標値(606人)の算出方法については、令和4年度に過疎対策室において実施した調査(※)の新規雇用者数の3倍としている。 (新規雇用者数 令和4年度:202人)</p> <p>※調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称:過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に基づく租税特別措置の適用実績及び地方税の減収補填措置に関する調査(以下「過疎対策室独自調査」という。) ・実施者:自治行政局地域自立応援課過疎対策室 ・趣旨:税制特例措置等の制度検討の際の基礎資料とする ・対象:過疎関係市町村等が把握している租税特別措置を適用する可能性のある事業者 ・時点:毎年度6～7月 <p>※過疎関係市町村等が租税特別措置法施行規則第5条の13第10項及び第20条の16第7項に基づき発行する「確認書」の内容及び過疎関係市町村等を通じて行う事業者ヒアリング結果を集計するもの。</p> <p>※測定指標の前回要望からの変更理由について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回要望時の達成目標のうち、「過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数－転出者数)の割合を毎年度▲0.62%以上とする」ことについては、社会増減数の改善に対する、本措置の直接的効果を把握することが難しいため、測定目標から削除する。 						
10 有効性等	① 適用数	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>製造業や旅館業等の設備投資を促進することで、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充により、人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図ることが可能となる。</p> <table border="1" data-bbox="596 1877 1037 2002"> <thead> <tr> <th>償却方法</th> <th>年度</th> <th>適用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別</td> <td>R2</td> <td>52</td> </tr> </tbody> </table>	償却方法	年度	適用数	特別	R2	52
償却方法	年度	適用数						
特別	R2	52						

償却	R3	31
割増 償却	R3	31
	R4	89
	<u>R5</u>	147
	<u>R6</u>	205
	<u>R7</u>	263
	<u>R8</u>	290

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

令和2・3年度の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和4年第208回国会提出及び令和5年第211回国会提出)による。

※特別償却・割増償却の双方に令和3年度実績があること理由:

令和3年12月31日までの間に取得等した工業用機械等については、改正前の租税特別措置法に基づき、特別償却を行うことができたため。(割増償却の要件である「市町村計画」が定められるまでの経過措置。租特法附則(令和3年3月31日法律第11号)第32条第5項、第50条第5項及び第66条第5項。)

○令和4年度の適用件数について

令和4年度の適用件数は、上記報告書がまだ発表されていないため、過疎対策室独自調査により把握した件数(実数)としている。

○令和5年度以降について

・令和5年度の適用件数は、以下の式で算出。

令和4年度の適用件数(89件・令和4年度からの継続分とみなす)
 +令和5年度の新規適用分(令和3年度(31件・割増償却分に限る)から令和4年度増加件数(89-31=58件)と同数と見込む。)

・令和6・7年度についても、同様に過年度の適用件数に新規適用見込分(令和3年度から令和4年度増加件数(58件))を合計して算出。

・令和8年度適用件数については、本制度が5カ年の割増償却であるため、以下の式で算出。

令和7年度適用件数(263件)

－令和3年度適用開始件数(31件)

＋新規適用見込分(令和3年度から令和4年度増加件数(58件))

《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している原因》

・単年度に新規に適用される件数で比較した場合、「特別償却」から「割増償却」への移行による影響はほとんどないが、前回評価時の将来予測において、「過去の特別償却適用実績」をベースとした推計値に、「過去に特別償却を適用したことがない事業者数」をベースとした推計値を単純に加算したことが、結果として過大な推計となり、適用実績とかい離した原因となったと思われる。

		<p>《前回評価時の将来予測と適用実績がかい離している実態を踏まえても本特例措置が目標の実現に有効な手段であることの理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり前回評価時の将来予測と適用実績に差は生じたが、後述 10④「効果」記載のとおり、過疎地域における製造業や旅館業等の事業者の事業拡大を通じた過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)に寄与している実績があることから、本特例措置は有効な手段であると考えられる。 <p>《予測される将来の適用数 147 件(令和5年度)、205 件(令和6年度)、263 件(令和7年度)及び 290 件(令和8年度)が過去の実績 62 件(令和3年度(31 件+31 件))とかい離している原因》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割増償却は最大5年間適用可能であることから、令和3年度(割増償却への改組年度)から令和7年度までの間、前年度の適用件数の継続分に当該年度の新規適用件数分が加算され、全体の適用件数は増加を続けることが予測されるため、予測される将来の適用数と実績は現時点ではかい離している。 																					
	②: 適用額	<table border="1" data-bbox="598 862 1037 1344"> <thead> <tr> <th>償却方法</th> <th>年度</th> <th>適用額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別償却</td> <td>R2</td> <td>1,292,148</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>901,187</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">割増償却</td> <td>R3</td> <td>127,719</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>366,680</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>605,640</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>844,600</td> </tr> <tr> <td>R7</td> <td>1,083,560</td> </tr> <tr> <td>R8</td> <td>1,194,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線を付した年度は、推計値を記入している。</p> <p>○実績の計上根拠について 令和2・3年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和4年第 208 回国会提出及び令和5年第 211 回国会提出)による。</p> <p>○令和4年度以降の適用額について 上記 10①「適用数」の表記載の適用件数に、令和3年度の1件あたり適用額(割増償却分)を乗じて算出。 ※令和3年度1件あたり適用額(割増償却分) 127,719 千円 ÷ 31 件 = 4,120 千円(千円未満四捨五入)</p>	償却方法	年度	適用額 (千円)	特別償却	R2	1,292,148	R3	901,187	割増償却	R3	127,719	R4	366,680	R5	605,640	R6	844,600	R7	1,083,560	R8	1,194,800
償却方法	年度	適用額 (千円)																					
特別償却	R2	1,292,148																					
	R3	901,187																					
割増償却	R3	127,719																					
	R4	366,680																					
	R5	605,640																					
	R6	844,600																					
	R7	1,083,560																					
	R8	1,194,800																					

③ 減収額

《法人税》

償却方法	年度	減収額 (千円)
特別償却	R2	299,778
	R3	209,075
割増償却	R3	29,631
	R4	85,070
	R5	140,508
	R6	195,947
	R7	251,386
	R8	277,194

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

○算出根拠について

上記 10②「適用額」記載の各金額に、法人税基本税率(23.2%)を乗じて算出(小数点以下四捨五入)。

《法人住民税、法人事業税》(参考)

償却方法	年度	地方税の影響額(千円)			
		法人住民税	法人 都道府県 民税	法人 市町村 民税	法人 事業税
特別償却	R2	20,984	2,998	17,987	90,450
	R3	14,635	2,091	12,545	63,083
割増償却	R3	2,074	296	1,778	8,940
	R4	5,955	851	5,104	25,668
	R5	9,836	1,405	8,430	42,395
	R6	13,716	1,959	11,757	59,122
	R7	17,597	2,514	15,083	75,849
	R8	19,404	2,772	16,632	83,636

※下線を付した年度は、推計値を記入している。

法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。

○算出根拠について(小数点以下四捨五入)

【法人住民税】

減収額＝法人都道府県民税減収額＋法人市町村民税減収額

・法人都道府県民税減収額

＝上記《法人税》表記載の法人税減収額

×道府県民税基本税率(1%(地方税法第 51 条))

・法人市町村民税減収額

		<p>＝法人税減収額 ×市町村民税基本税率(6%(地方税法第314条の4))</p> <p>【法人事業税】 減収額 ＝上記10②「適用額」記載の各金額 ×法人事業税基本税率(7%(地方税法第72条の24の7))</p>																															
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>過疎市町村の人口 に対する社会増減数 (転入者数-転出者数) の割合</th> <th>本特例を活用した 設備投資に係る 新規雇用者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>▲0.68%</td> <td>281人</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>▲0.68%</td> <td>352人</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>▲0.45%</td> <td>202人</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>▲0.22%</td> <td>202人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○算出根拠について</p> <p>【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度～令和4年度:各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表21-03:【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村(※)の「社会増減数-社会増減数」の合計を「人口-計」の合計で除して算出。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人口</th> <th>社会増減</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>9,151,500人</td> <td>▲62,033人</td> <td>▲0.68%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>8,968,778人</td> <td>▲61,140人</td> <td>▲0.68%</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>8,792,477人</td> <td>▲39,850人</td> <td>▲0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度:令和3年度から令和4年度の改善幅(+0.23ポイント)が継続するものと仮定し、▲0.22%と見込む。 <p>※過疎法第2条第1項に規定する市町村又は同法第41条第1項により過疎地域とみなされる市町村。</p> <p>【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度～令和4年度:過疎対策室独自調査による。 ・令和5年度:令和4年度の実績と同数と見込んだ。 <p>○所期の目標の達成状況、達成目標の変更理由</p> <p>【過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合】</p> <p>前回要望時(令和3年度)では、令和3年度・4年度における過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合を▲0.62%と見込んでいたが、上記のとおり令和3年度は▲0.68%、令和4年度は▲0.45%となっている。</p> <p>令和3年度が目標値を下回った主な原因としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う入国制限により、海外からの転入者が落ち込</p>	年 度	過疎市町村の人口 に対する社会増減数 (転入者数-転出者数) の割合	本特例を活用した 設備投資に係る 新規雇用者数 (人)	R2	▲0.68%	281人	R3	▲0.68%	352人	R4	▲0.45%	202人	R5	▲0.22%	202人	年度	人口	社会増減	割合	R2	9,151,500人	▲62,033人	▲0.68%	R3	8,968,778人	▲61,140人	▲0.68%	R4	8,792,477人	▲39,850人	▲0.45%
年 度	過疎市町村の人口 に対する社会増減数 (転入者数-転出者数) の割合	本特例を活用した 設備投資に係る 新規雇用者数 (人)																															
R2	▲0.68%	281人																															
R3	▲0.68%	352人																															
R4	▲0.45%	202人																															
R5	▲0.22%	202人																															
年度	人口	社会増減	割合																														
R2	9,151,500人	▲62,033人	▲0.68%																														
R3	8,968,778人	▲61,140人	▲0.68%																														
R4	8,792,477人	▲39,850人	▲0.45%																														

んだことによるものと考えられる。

・過疎市町村の海外からの転入・海外への転出者数

年度	海外からの 転入(A)	海外への 転出(B)	(A)-(B)
R2	15,340 人	11,371 人	+3,969 人
R3	7,503 人	10,046 人	▲2,543 人
R4	33,336 人	15,886 人	+17,450 人

※算出根拠：各年度の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査の「表 21-03：【総計】市区町村別人口、人口動態及び世帯数」中、過疎市町村の「住民票記載数-転入者数(国外)」及び「住民票消除数-転出者数(国外)」より算出。

※令和3年度・4年度平均： $\triangle\sqrt{(0.68\% \times 0.45\%)} = \triangle 0.55\%$

《測定指標の前回要望からの変更理由について》

前回要望時の達成目標のうち、「過疎市町村の人口に対する社会増減数(転入者数-転出者数)の割合を毎年度 $\triangle 0.62\%$ 以上とする」ことについては、社会増減数の改善に対する、本措置の直接的効果を把握することが難しいため、測定目標から削除する。

【本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数】

前回要望時(令和2年9月)では、令和3年度～令和5年度における本特例措置を活用した設備投資に係る新規雇用者数を毎年度 222 人と見込んでいた。

令和4年度(202 人)について前回要望時の目標とのかい離が見られるが、主な原因としては、20 人以上の新規雇用を創出した事業者が、令和2年度・令和3年度においては4件ずつあったが、令和4年度においては1件にとどまったことによるものと考えている。

※令和3年度・4年度平均： $(352 \text{ 人} + 202 \text{ 人}) / 2 = 277 \text{ 人}$

《所期の達成目標の達成状況を踏まえた本特例措置を引き続き実施する必要性》

・年度により、所期の達成目標の達成・未達はあるものの、「過疎市町村の人口に対する社会増減数の割合」及び「本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数」の期間(令和3年度・令和4年度)平均は所期の達成目標を上回っており、概ね有効な手段であったと評価できる。

・上記を踏まえ、引き続き、本特例措置により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用機会の拡充(新規雇用の創出)を図る必要がある。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

年度	本特例措置を「資金的余裕が生まれ、新規雇用又は雇用の維持が可能となる」として活用した事業者による新規雇用者数(人)	本特例措置がなければ「雇用を増加させなかった」「雇用を減少させた」とした事業者による新規雇用者数(人)
R3	7人	0人
R4	102人	57人
R5	102人	57人
R6	102人	57人
R7	102人	57人
R8	102人	57人

本特例措置により、設備投資直後の資金繰りが緩和され、その結果、捻出された資金による事業者の設備投資が促進される効果が期待でき、ひいては、設備投資に伴って事業者が事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保につながるものと考えている。

○算出根拠について

- ・令和3年度・令和4年度：過疎室独自調査による。
- ・令和5年度～令和8年度：令和4年度の実績と同数と見込んだ。

《対象の偏在性について》

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(令和3年第204回国会提出、令和4年第208回国会提出及び令和5年第211回国会提出)によれば、多数の業種で適用実績があり、本特例措置の適用が一部の業種に偏っているということはない(別紙1参照)。

また、過疎対策室独自調査によれば、令和3年度・4年度に本特例措置を適用した法人事業所が確認された団体は53市町村・27道府県にわたっており、地域的にも偏りはない(別紙2参照)。

なお、上記報告書(令和5年第211回国会提出)によれば、令和3年度における上位10社の適用額合計の割合は、87.4%(特別償却)及び86.4%(割増償却)となっているが、これは、令和3年度の適用件数が、特別償却・割増償却31件ずつと、両制度ともに上位10社で適用件数の3分の1を占めており、比例して上位10社の適用額の割合も増えた結果であり、令和2年度の適用件数52件中、上位10社の適用額は63.4%であったことも踏まえると、令和3年度に限った現象と考えている。

令和4年度以降、上記10①「適用数」の表のとおり、今後適用件数は増加する見込みであることを踏まえると、全体の適用額に占める上

			<p>位 10 社の適用額の割合は低下し、一部の事業者に偏って適用されるものではなくなるものと推測される。</p> <p>引き続き、過疎地域の対象事業者が広く本特例措置を活用して設備投資を行い、設備投資に伴って事業の拡大を行うことで、当該過疎地域における雇用の創出・確保を図っていく必要がある。</p>
		⑤: 税込減を是認する理由等	<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の確保につながるという社会的意義があり、前述のように雇用の確保の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の確保という政策目的において効果が見込まれる。</p> <p>また、1件あたり減収額は約 96 万円(※)であり、補助金で交付する場合の事務コストを考慮すると、補助金で交付する事は非効率と考える。</p> <p>※令和3年度1件あたり減収額(割増償却分) $29,631 \text{ 千円(上記 10③「減収額」の表記載値)} \div 31 \text{ 件}$ $= 956 \text{ 千円(千円未満四捨五入)}$</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>過疎地域持続的発展支援交付金(令和5年度予算額 8.0 億円)は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、専門人材やICT等技術を活用して行う生活支援の取組や「働く」場の創出等の取組を支援する「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」 ・過疎地域の課題解決に特に必要となる「人材育成」や「ICT等技術の活用」の取組等を支援する「過疎地域持続的発展支援事業」 ・都市部から過疎地域への移住・定住を促進するため、過疎市町村が実施する、定住促進団地の整備や空き家の有効活用に資する取組を支援する「過疎地域集落再編整備事業」 ・過疎市町村等が実施する、遊休施設を地域課題解決に資する施設等に再整備する取組を重点的に支援する「遊休施設再整備事業」 <p>に対して補助するものであり、過疎地域の課題解決や生活機能の維持・活性化を支援する役割を担うものである。</p> <p>一方、本特例措置は、個々の民間事業者の過疎地域における設備投資を促進し、過疎地域における雇用の機会の拡充を後押しする役割を担うものであり、当該交付金とは支援対象や目的が異なることから、</p>

		両者の間に代替性はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により、製造業や旅館業等の設備投資を促進し、産業の振興を図り、過疎地域の雇用機会の拡充による人口流出の抑制及び人口流入の拡大を図っていることから、地方公共団体が協力する相当性がある。
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 30) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税 43)
		② 上記以外の税目 —
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受け M&A を実施した際、M&A 実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の 70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。
		《要望の内容》 適用期限を3年延長し、令和9年3月 31 日までとする。 中小企業の M&A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。
		《関係条項》 法人税 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 56 条、附則第 119 条 租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 32 条の3、附則第 47 条 租税特別措置法施行規則(昭和 32 年大蔵省令第 15 号)第 21 条の2 地方税 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局	国土交通省自動車局整備課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和5年8月 分析対象期間: 令和3年度～令和8年度
7	創設年度及び改正経緯	令和3年度 創設
8	適用又は延長期間	令和9年3月 31 日まで
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&A を支援する。
		《政策目的の根拠》 中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を

			<p>進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性の底上げを実現することが重要。</p> <p>一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&A では、当事者にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～(令和5年6月16日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の実産性の活性化(中堅・中小企業の実産性向上)</p> <p>地域経済を支える中堅・中小企業の実産性を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の実産性の振興や売上高100億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の実産性の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。</p> <p>また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・実産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等と呼び込む中小企業(いわゆるゼブラ企業など)の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の実産性向上等を通じた成長の促進に取り組む。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標17 自動車の安全性を高める
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のための M&A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性の底上げを実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置は、中小企業による M&A に対する負担を軽減することで、M&A に伴うリスクを軽減する取組を促すことができ、先行きが不透明な中でも中小企業による M&A が進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性向上が図られる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>令和3年度 92件</p> <p>令和4年度 98件</p> <p>令和5年度 78件</p> <p>令和6年度 精査中</p>

			<p>令和7年度 精査中 令和8年度 精査中</p> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
		②: 適用額	<p>令和3年度 3,287百万円 令和4年度 3,501百万円 令和5年度 2,787百万円 令和6年度 精査中 令和7年度 精査中 令和8年度 精査中</p> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
		③: 減収額	適用額に同じ
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時(令和3年)から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めるだけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&Aが全国的に活発化している中、事業承継のためのM&Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性の底上げを実現することが重要。</p> <p>一方、単一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士のM&Aでは、当事者にとってM&Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中において中小企業のM&Aを推進することは、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の実産性向上につながる効果も期待され、必要な措置である。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>M&Aを図り、中小企業の実産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。</p>

		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、M&A 後の新分野進出に向けた取組を支援している。</p> <p>他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。</p>
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>企業の退出によって地域の経営資源が散逸する恐れがある中において中小企業の M&A を推進することは、良質な雇用や地域経済の維持等につながる効果も期待され、本税制措置の延長は地方公共団体にとって重要。</p>
12	有識者の見解	—	
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和2年8月	